

～取引ルールを守りましょう～

事業者向けコンプライアンス(特定商取引法)講習会

大阪府では、事業者と消費者の適正な取引を実現するため、事業者の方を対象に関係法令の理解を深めていただく講習会を実施します。

今回は、特定商取引法の対象となる取引類型のうち、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供を行う事業所で、コンプライアンスの取組みに直接携わる経営者、法務担当者、教育・研修担当者の方々を対象に、法に基づく行政規制や民事ルールを、判例や処分例などを交えながら解説します。

また、令和3年6月の改正内容についても解説します。

【訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供を行う事業者向け】

と き 令和3年12月16日(木)
午後2時から(2時間程度)

方 法 オンライン会議システム
(Cisco Webex Meeting を使用予定)

講 師 弁護士 あさの えいき 浅野 永希 氏
(浅野・宗川法律事務所、大阪弁護士会消費者保護委員会委員、日弁連消費者保護委員会委員)

定 員 200名(定員を超えた場合は抽選となります)

対 象 大阪府内で「訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供」を行う事業者及び事業者団体

◇申込方法・申込期日

大阪府インターネット電子申請・申込サービス(下記 URL)からお申込み下さい。

〔電子申請URL〕 <https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukild=2021100031>

〔申 込 期 限〕 **令和3年11月16日(火)**

※電話、郵便、ファクシミリによる申込みの受付は行いません。

◇注意事項

- 本説明会では、参加者による録音・録画は禁止します。
- 1アカウントで視聴するのは申請者本人のみとします。

12 つくる責任
つかう責任



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。本事業は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

◇その他

- (1) 参加申込が200名を超えた場合は抽選となります。
 - 1事業所につき1名を優先して抽選させていただきます。
 - 1事業所からの複数名の応募は、抽選による参加者決定後、枠に余裕がある場合のみ当選とさせていただきます(多数の場合はさらに抽選)。
- (2) 参加決定については、令和3年11月26日(金)までに、当選者の方へのみ、メールにてお知らせします。なお、参加決定後、接続テストを行います。日時等については、参加決定に関するお知らせの際に併せてお知らせします。
- (3) 説明会は公開しますので、報道機関による撮影が行われる場合があります。
- (4) 障がい等により配慮を希望される方は、インターネット申請の所定欄にその旨ご記入ください。

◇主 催 大阪府

〔問合せ先〕大阪府消費生活センター事業グループ 電話 06-6612-7500(直通)